

令和6年

# 議会運営委員会会議録

とき 令和6年3月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和6年3月26日(火) 午前10時30分～午後0時13分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 高橋 伸 明 副委員長 若林 ひろき  
副委員長 大倉 たかひろ 委 員 せりざわ裕次郎  
委 員 西村 直子 委 員 こしば新  
委 員 こんの孝子 委 員 塚本よしひろ  
委 員 松永よしひろ 委 員 山本やすゆき  
委 員 安藤 たい作 委 員 石田ちひろ  
委 員 須貝 行 宏

その他の出席議員 議 長 渡辺 ゆういち 副議長 あくつ 広王

委員外議員 議 員 せ お 麻 里

出席説明員 森 澤 区 長 堀 越 総 務 部 長

事務局職員 大澤区議会事務局長 横田 庶務係長  
黒肥地 議事係長 吉田 調査係長

○午前10時30分開会

○高橋（伸）委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会します。

本日の予定は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおりです。

なお、本日は4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。その中で1名の方から録音申請が入っておりますので、これを許可いたします。

---

1 令和6年第1回定例会について

(1) 理事者から発言を求められている件について

○高橋（伸）委員長

それでは、予定表1、令和6年第1回定例会についての(1)理事者から発言を求められている件についてを議題に供します。

本件につきまして区長よりご説明願います。

○森澤区長

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。本定例会に、お手元に配付の3議案を追加提案させていただき、ご審議を賜りたく、この場をお借りしまして、ご説明をさせていただきます。

最初に、副区長の選任同意についてご説明いたします。桑村正敏副区長が令和6年3月31日をもって退任いたしますので、その後任として、地方自治法第162条の規定により、堀越明さんを副区長に選任いたしたいと存じます。履歴は資料番号1のとおりでございます。

次に、監査委員の選任同意についてご説明いたします。森井じゅん監査委員が令和6年4月1日に任期満了となりますので、その後任として、地方自治法第196条第1項の規定により、有我康子さんを監査委員に選任いたしたいと存じます。履歴は資料番号2のとおりでございます。

最後に、人権擁護委員の推薦に係る議案についてご説明いたします。本議案は人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、黒坂美也子さんを人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するに当たり、当議会の意見を聞くものであります。黒坂さんは人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任であると存じます。履歴は資料番号3のとおりであります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、副区長なのですが、現在、新井副区長と2人体制かと思いますが、副区長2人のそれぞれの役割分担や分掌事務がどうなるのか、改めて教えていただければと思います。

監査委員については、選任に当たり、団体などからの推薦などはあったのかということをお伺いします。

それと人権擁護委員なのですが、区長がこちらの方を推薦する理由をもう少し伺いたいと思います。どんなお仕事をしておられたのか、職歴と推薦との関わりなどがあるのかなどを含めて伺います。

○森澤区長

1点目の副区長ですけれども、基本的には、今まで桑村副区長が担っていた担務を堀越総務部長、次

期副区長として選任同意いただければというところですが、というふうに考えております。

具体的にお伝えしたほうがいいですか。今まで桑村副区長は、総務部、地域振興部、文化スポーツ振興部、都市環境部、防災まちづくり部、会計管理室、区議会、選挙管理委員会、監査委員を担任としておりましたので、引き続きそちらというふうに考えております。それ以外の部分の、企画部、こども未来部、福祉部、健康推進部、教育委員会、特命等を新井副区長ということで考えております。

次の有我監査委員ですけれども、こちらは森井じゅん先生と同じです。日本公認会計士協会東京会品川会からご推薦をいただいている形になります。また、こちら委員のジェンダーバランスなどを考慮した形になります。

人権擁護委員の黒坂さんですけれども、これまでPTAや学校ボランティアなどで活動されてきたというふうに伺っております。また、学校で女子生徒と関わってきたというところで、女性の人権や子どもの人権、そういったところにも経験や識見を有していらっしゃるしまして、学校における人権教室等で力を発揮していただけるのではないかと考えているところであります。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○高橋（伸）委員長

ないようですので、質疑を終了いたします。

森澤区長、ありがとうございました。

それでは、ただいま区長より説明のありました3件の人事案件につきましては、後ほど議事日程の中で確認してまいります。明日の本会議にて議決予定となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

#### (2) 品川区議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について

#### ○高橋（伸）委員長

次に、(2)品川区議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてを議題に供します。

本件につきましては、去る2月19日の議会運営委員会でご確認いただきましたとおり、明日の本会議で議題とし、議決することになります。前回、内容をご確認いただき、さらに指定の期日までに提出者および議案に対する態度をご報告いただきましたので、本日は資料No. 4のとおり、案文形式に調整いたしました。

まず、案文の内容および提出者については、資料No. 4のとおりとすることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○高橋（伸）委員長

ありがとうございます。さよう決定いたします。

次に、採決方法の確認のため、各会派の態度について局長からご説明願います。

#### ○大澤区議会事務局長

議会運営委員会所属の各会派と維新は賛成、無所属で反対の方がいらっしゃるかと聞いております。

#### ○高橋（伸）委員長

それでは、無所属議員のうち反対の方がいるということですので、本件の採決方法につきましては、

起立採決ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高橋（伸）委員長

それでは、さよう決定いたします。

また、提案説明は委員長の私からでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高橋（伸）委員長

それでは、そのようにさせていただきます。採決方法については、各会派での周知をお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

(3) 議事日程(6)および追加議事日程について

○高橋（伸）委員長

次に、(3)議事日程(6)および追加議事日程についてを議題に供します。

本件について局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

それでは、資料No. 5、本会議運営（案）に基づきご説明いたします。

第1回定例会の最終日は、明日27日午後1時開議でございます。初めに、日程第1から第10までを一括して議題に供し、総務委員長よりご報告をいただきます。

日程第1は、委員会では、全会一致で可決しておりますが、委員会に所属していない無所属議員に反対の方がいるため、起立採決を予定しています。

日程第2及び第6は、委員会で賛成多数、委員会に所属していない共産、無所属議員に反対の方がいるため、起立採決を予定しています。

日程第3は、委員会で賛成多数、委員会に所属していない共産、無所属議員に反対の方がおり、起立採決を予定しています。

日程第4、5、7、8、9は、委員会では全会一致で可決、委員会に所属していない共産、無所属議員7名も賛成のため、簡易採決を予定してございます。

日程第10は、委員会では賛成多数、のたて稔史議員より反対討論の通告がございまして、委員長の報告後、討論がございまして、本件は、特別多数議決のため、記名投票での採決を見込んでおります。詳細は後ほど予定表1の(4)でご説明させていただきます。

採決の順番は、表の右側の欄、丸数字の順です。①日程第4、5、7、8、9の5件一括、②日程第1、③日程第2、第6の2件一括、④日程第3、⑤日程第10の順となります。

次に、日程第11から19の9件を一括して、厚生委員長よりご報告いただきます。

日程第11、12、14、15、18につきましては、委員会では全会一致、委員会に所属していない維新、無所属議員7名も賛成のため、簡易採決を予定しています。

日程第13、16、17、19は、委員会では共産、無所属議員1名が反対し、賛成多数であり、起立採決を予定しています。採決の順番は、①日程第11、12、14、15、18の5件一括、②日程第13、16、17、19の4件一括の順でございまして。

次に、日程第20と21の2件を一括して、建設委員長よりご報告をいただきます。

日程第20は委員会で全会一致、委員会に所属していない品改、維新、無所属議員7名も賛成のため簡易採決、日程第21につきましては、委員会では共産が反対、賛成多数であり、起立採決を予定しています。

採決の順番は、①日程第20、②日程第21となります。

次に、日程第22から26の5件を一括して、文教委員長よりご報告をいただきます。日程第22につきましては、委員会では共産が反対、賛成多数であり、起立採決を予定しています。日程第23から26は、委員会では全会一致、委員会に所属していない品改、維新、無所属議員7名も賛成のため、簡易採決を予定しています。

採決の順番は、①日程第23から26の4件一括、②日程第22の順でございます。

次に、日程第27から31、予算に関する議案でございます。5件一括して、予算特別委員長よりご報告をいただきます。

日程第27は、委員会では共産、無所属議員3名が反対しており、起立採決を予定しています。本件につきましては、西本議員より反対討論の通告がございますので、委員長報告後、討論がございます。

日程第28、29、30につきましては、委員会では共産、無所属議員2名が反対しており、起立採決を予定しています。

日程第31は、委員会では全会一致で可決、簡易採決を予定しています。

採決の順は①日程第31、②日程第27、③日程第28、29、30の3件一括の順でございます。

休憩を挟みまして、資料裏面、追加議案の上程と採決です。追加日程第1、第38号議案、副区長の選任同意につきましては、区長より説明があり、委員会付託を省略、議場即決を諮り、原案に対する採決を行います。態度につきましては、後ほどご確認をお願いいたします。

原案同意とした場合は、休憩し、副区長よりご挨拶をいただき、その後本会議を再開します。

追加日程第2、第39号議案、監査委員の選任同意につきまして、区長からの説明後、議場即決を諮り、採決となります。態度につきましては、後ほどご確認をお願いいたします。原案同意の場合は休憩、当該委員よりご挨拶をいただきます。

次に、追加日程第3、第40号議案、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、桑村副区長より説明を受け、議場即決を諮り、原案に対する採決を行います。こちらの態度につきましても、後ほどご確認をお願いいたします。

次に、追加日程第4、議員提出第1号議案、品川区議会委員会条例の一部を改正する条例について、高橋伸明議員より提案説明がございます。こちらは先ほど起立採決と確認してございます。追加議事日程の終了後、令和5年度後期一般監査の結果につきまして、机上配付している旨、議長よりご報告がございます。

続きまして、議事日程(6)、請願・陳情審査結果報告になります。

日程第32、請願・陳情審査結果報告(1)につきまして、請願1件、陳情15件を簡易採決の予定でございます。

日程第33、請願・陳情審査結果報告(2)、令和6年請願第4号、消費税減額を求める請願は、総務委員長より報告の後、賛成討論がございます。のだて稔史議員、筒井ようすけ議員、やなぎさわ聡議員から申出がございますので、3名の討論終了後、起立採決となります。

次に、日程第34、令和6年陳情第2号、国民健康保険料値下げに関する陳情につきましては、厚生

委員長より報告の後、鈴木ひろ子議員から賛成討論があり、起立採決となります。

次に、日程第35、令和6年陳情第4号、大崎西口駅前地区都市再開発に関係する住民を集めて説明会を開いて欲しいという陳情、および日程第36、令和6年陳情第5号、大崎西口駅前地区都市再開発事業に関する陳情につきましては、2件を一括して建設委員長より報告の後、安藤たい作議員から賛成討論があり、日程第35、36の順にそれぞれ起立採決となります。

次に、日程第37、令和6年陳情第17号、品川区内にベンチを増やす事を求める陳情は、建設委員長より報告の後、やなぎさわ聡議員からの賛成討論があり、起立採決となります。

次に、日程第38、令和6年請願第1号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願、および日程第39、令和6年請願第2号、品川区立保育園の統廃合・民営化方針の撤回を求める請願につきましては、2件を一括して文教委員長より報告の後、安藤たい作議員から賛成討論があり、日程第38、39の順にそれぞれ起立採決となります。

次に、日程第40、令和5年陳情第52号、品川区の学校を子どもの安全に最大の配慮を払う「安全・安心で、楽しい学校」にするための陳情については、安藤たい作議員から賛成討論があり、起立採決となります。

なお、日程第33から40まで、委員長報告は不採択でございまして、請願・陳情の採択に賛成の議員が起立することになりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、日程第41、請願・陳情の付託でございます。資料No. 5-2をご覧ください。期日までに提出された陳情は6件であり、付託予定先は記載のとおりです。

なお資料No. 5-3、陳情第23号、品川区が昨年6月に、脱酸素の社会実現を目指して、宣言した「ゼロカーボンシティしながわ宣言」の実現のための具体策を求める陳情につきましては、災害・環境対策特別委員会への付託が想定されますので、議会運営委員会での協議と議会での議決が必要となります。

資料No. 5にお戻りいただき、日程第42、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項についてお諮りし、終了は午後3時45分を見込んでおります。

なお、本会議終了後、区長等が各会派控室に挨拶に伺う予定となっております。

また、第38号議案、第39号議案が原案同意された場合、新副区長、新監査委員も伺うと聞いております。

#### ○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

ただいまの局長の説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○高橋（伸）委員長

それでは、各採決方法につきましては、日程第1から日程第3、日程第6、日程第13、日程第16、日程第17、日程第19、日程第21、日程第22、日程第27から日程第30、日程第33から日程第40および追加日程第4は起立採決、そのほかにつきましては、簡易採決ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○高橋（伸）委員長

さよう決定いたします。

資料No. 5 の日程第 1 から日程第 3、日程第 6、日程第 13、日程第 16、日程第 17、日程第 19、日程第 21、日程第 22、日程第 27 から日程第 30、日程第 33 から日程第 40 および追加日程第 4 の採決方法につきましては、起立採決の欄に丸を、その他の欄は簡易採決に丸をつけていただき、各採決方法について各会派でご周知をお願いいたします。

次に、追加議事日程第 1 の副区長の選任同意につきまして、各会派の態度を確認していきたいと思えます。

自民党からよろしくお願いいたします。

**○こしば委員**

賛成します。

**○塚本委員**

賛成します。

**○山本委員**

賛成します。

**○安藤委員**

反対はせず、賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○高橋（伸）委員長**

全会派賛成ということです。それでは、維新および無所属議員の態度について局長よりご報告願います。

**○大澤区議会事務局長**

維新、無所属 9 名は賛成と伺っております。

**○高橋（伸）委員長**

それでは、全会派および無所属議員が賛成ということでございますので、本件の取扱いについては、簡易採決ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○高橋（伸）委員長**

それでは、さよう決定いたします。

資料No. 5 の追加議事日程第 1 の右端の欄の簡易採決に丸の記入をお願いいたします。

次に、追加議事日程第 2 の監査委員の選任同意につきまして、各会派の態度を確認していきたいと思えます。

自民党からお願いします。

**○こしば委員**

賛成します。

**○塚本委員**

賛成です。

**○山本委員**

賛成します。



○安藤委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○高橋（伸）委員長

全会派賛成ということですので、それでは、維新および無所属議員の態度について局長よりご報告願います。

○大澤区議会事務局長

いずれも賛成と伺っております。

○高橋（伸）委員長

それでは、全会派および無所属議員が賛成ということですので、本件の取扱いについては、簡易採決ということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、さよう決定いたします。

資料No. 5の追加議事日程第2の右端の欄の簡易採決に丸の記入をお願いいたします。

続いて、追加議事日程第3の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、各会派の態度を確認していきたいと思っております。

自民党からお願いいたします。

○こしば委員

賛成します。

○塚本委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○安藤委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○高橋（伸）委員長

全会派賛成ということですので、それでは、維新および無所属議員の態度について局長よりご報告願います。

○大澤区議会事務局長

いずれも賛成と伺っております。

○高橋（伸）委員長

それでは、全会派および無所属議員が賛成ということですので、本件の取扱いについては、簡易採決ということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、さよう決定いたします。

資料No. 5の追加議事日程第3の右端の欄の簡易採決に丸の記入をお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

(4) 特別多数議決について

○高橋（伸）委員長

次に、(4)特別多数議決についてを議題に供します。

まず、局長から説明願います。

○大澤区議会事務局長

日程第10、第35号議案、品川区役所の位置を定める条例につきましては、2月19日の議会運営委員会で確認させていただきましたが、地方自治法第4条第3項により、出席議員の3分の2以上の同意が必要となる特別多数議決となります。なお、法解釈上、議長も議決に加わることができるとされております。特別多数議決の採決は記名投票を予定いたします。

資料No. 8をご覧ください。各議員に氏名の印字された白と青の白票と青票の用紙を配付いたします。賛成の白票、反対の青票、どちらかを投票していただきます。流れとしましては、日程第1から第10までを一括して総務委員長報告後、日程第10につきまして、反対討論がございます。その後、日程第1から第9までを採決、その後、日程第10が記名投票であることを宣告します。続きまして、議場の閉鎖、出席議員数の確認、投票方法の確認、投票用紙の配付、投票箱の点検をいたします。

なお、木村健悟議員より代理投票の申出がございましたので、事務局に委託する旨の許可について、お諮りいたします。その後、点呼により投票、議場閉鎖の解除、開票立会人の指名、開票、開票結果の報告、可決または否決の宣言となります。

なお、開票立会人は、会議規則第31条及び申し合わせ確認事項14の④により、第1会派、第2会派の西村直子議員、塚本よしひろ議員をお願いいたします。

また、結果報告につきましては、出席議員数、投票総数、賛成票数、反対票数とし、各議員の態度は、会議録への記載となります。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ご質疑がなければ、まずは日程第10、第35号議案、品川区役所の位置を定める条例の採決方法について記名投票とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、さよう決定いたします。

具体的な実施方法については、先ほどの局長の説明のとおりでありますので、各会派での周知をよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 2 特別委員会の活動現況報告について

### ○高橋（伸）委員長

次に予定表2の特別委員会の活動現況報告についてを議題に供します。

本件につきまして、説明いたします。特別委員会の活動現況報告は、特別委員会の1年間の活動現況について、各特別委員長から議長宛てに報告するものであります。議会運営委員会においては、議長より写しをいただき、資料No. 9および10として委員の皆様にお配りしております。本報告は今後、次期特別委員会の設置について議論する際の参考資料でございますので、各会派内でご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、4月15日開催予定の次回の議会運営委員会において、次期特別委員会について協議していきたいと考えております。つきましては、各会派等でご検討いただき、4月5日金曜日までに次期特別委員会の数、名称、調査項目を事務局までご提出願います。

本件については、以上で終了いたします。

---

## 3 その他

### (1) 議会閉会中継続審査調査事項について

#### ○高橋（伸）委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてですが、お手元の申出書（案）のとおり申し出ることによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○高橋（伸）委員長

ありがとうございます。

それでは、そのように申し出ます。

---

### (2) 議長会等の報告について

#### ○高橋（伸）委員長

次に、(2)議長会等の報告についてを議長よりお願いいたします。

#### ○渡辺議長

何点かありますが、まずは直近までの議長会、競馬議会、清掃議会の3点からご報告申し上げます。

各議会は2月、3月は予算委員会を中心に、来年度予算の審議等が行われました。その中で、私自身は清掃議会のほうでは予算委員長という役回りでも過ごした中、まず清掃議会の主な点を申し上げます。

この中の項目、予算等は、前年と比較して大幅な変動はないのですが、今、課題といいますか、粗大ごみの破碎処理施設が、12月に火災等があって、復旧に向けている。その原因が、分別ごみの徹底に関わるもの、具体的に言うと、リチウムイオン電池等が混入することからの発火というのが非常に大きな問題であると。清掃議会は、最終的な処理場ではありますが、入口のほう、各区による収集との連携が非常に大事になってくるということが大きな課題となりました。

その中で、現場での対応としたら、コンベアでの熱等の感知器の強化、あるいは選別に対する常時散水の拡大ですとか、こういうことを現場レベルでやるのですが、やはり収集の際の強化は、各議長会と

して、重点施策として取組んでやるべきだということが議論されました。当品川でも当然ながら同じことが言えますので、皆様方にご理解を、うまく伝えられるような仕組みを今後検討していきたいと思っております。

清掃のほうは、主な点は以上です。

もう一点、競馬組合のほうは、まずこの時期、最終の補正でも売上げ、売得金が好調である。その中で、補正予算が、第3号になりますが、今年度末に行われる。金額に関しましては約98億円の補正予算が組まれる。これはもう当初計画値からしたら、売上げ等が補正の第1号のときで67億円、さらにそれを上回る勢いの現状だということで、地元区として、品川区としても、非常に大きなウエートを占める。各区の分担金も、これからも少し前よりは定期的に、向こう3年も6億円余が見込まれるような競馬協会の位置づけでありますので、品川は金額だけではなくて、にぎわいの拠点であり、地域経済の拠点でもありますので、引き続き要望であり、注視していく必要があるという議論をさせていただきました。

議会関係は以上になります。

あと詳しい予算等に係る資料は、議会事務局で閲覧できるようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

その他のところで何点かお話しさせていただきます。先だつての議員研修会で書家の金澤翔子さん、泰子さんを招きして、皆様からも大変大きな反響をいただきました。議会力を上げるためにも、必要な研修だったというお声を多数いただきました。ご参加いただいた方をはじめ、お礼を申し上げます。

それと次は、日程についてです。今、国政のほうで、国会のほうで、定額減税が審議されています。その議決が今週末かと言われている中で、事務的な問題で各自治体、当品川区においても条例改正あるいは予算審議が必要という思いの中で、特に予算審議が、結構な金額になるということで、現時点で確定ではありませんが、4月中旬から下旬で臨時会の設定が見込まれるということで、ご了解いただければと思います。また確定し次第、各党派、各議員に速報でお伝えしたいと思います。

最後になります。広報会議でのやり取りの中で、私への相談ベースであります、今課題があるということでありましたので、広報会議での経過報告を含めて、今日はせお麻里リーダーにお越しいただいております。後ほどご指名いただくということで、これは議長からも重ねてお願いしたいと思います。

#### ○高橋（伸）委員長

ご発言が終わりました。

それでは、順に確認してまいります。

初めに議長会の報告および4月の臨時会の2件について確認いたします。

本件についてご質疑等があれば、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○高橋（伸）委員長

ないようですので、まずは、4月の臨時会およびそれに伴う議会運営委員会の開催につきまして、ご承知おきください。

次に、今議長から説明があったとおり、広報会議からの報告についてせお麻里リーダーよりご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○せお議員

広報会議で行っている区議会だよりの編集におきまして、やなぎさわ議員の一般質問の要約原稿に少

し懸念がありまして、私が広報会議のリーダーをさせていただいていますことから、議会運営委員会の皆様にご相談したく、本日は参りました。

まず、経過報告をいたします。3月14日、広報会議の正副打合せにおいて、正副リーダーにて、議員作成の原稿を確認した際に、やなぎさわ議員の原稿における品川翔英高校（小野学園）で録画機能が備わっている監視カメラが更衣室などに設置されたとの内容について、区内全戸配布される区議会だよりへの掲載の影響等について心配する声が上がりました、リーダーの私より本人に調整することといたしました。そして3月18日、私より本人に修正を求めましたが、本人からは事実であるから掲載したいと強い申出があり、修正には至りませんでした。そして同日、やなぎさわ議員に、事実確認しているか、何をもって事実確認しているかについて、書類にて回答を依頼しました。3月21日、やなぎさわ議員より事実確認について書面にて回答がありました。その書面において、何をもって確認を行ったかの問いに対し、設置されたカメラを目撃した方からの証言、その他との回答でした。

そして昨日3月25日、広報会議において、委員の皆様へ私よりこれまでの経過を説明し、区内全戸配布される区議会だよりにこのような内容が掲載されることにより、多感な時期を過ごす生徒たちを傷つけてしまう心配もあることから、広報会議として、改めて本人に修正を強く求めていきたいと考えるとした上で、委員の意見を聴取いたしました。広報会議としても掲載するべきではないという見解で一致しております。区議会だより一定号の入稿の締切りが迫っていますことから、皆様にご相談したく本日参りました。どうぞよろしくお願いたします。

#### ○高橋（伸）委員長

ご発言が終わりました。

ただいまのせお麻里リーダーからの広報会議の報告について、何かご質疑、ご意見等はございますでしょうか。

#### ○西村委員

ご説明、ありがとうございます。

私自身も広報会議に入っておりましたので、様々な意見があったことを確かに聞いておまして、まず、入稿締切りが近いということで、そのスケジュール感を伺っておきたいと思うのですが、意見としては、在校している子どもたちの気持ちにも配慮するべきだと思いますし、その他中高生の目にも触れること、あと2次被害が様々考えられることを思うと、やはりふさわしくないというふうに思っております。

#### ○山本委員

何点か確認させてください。まず、ご対応、どうもありがとうございます。1点目が、広報会議内で、リーダーや周りの委員の方がそのように控えるべきではないかというふうに言われている中で、それを踏まえたやなぎさわ議員の態度、及びそのまま掲載してほしいということであればその理由をどういうふうにコメントされていらっしゃるのかということです。

あともう一つが、このままやなぎさわ議員が言われていることを掲載したときに、区議会だよりの発行者である区、もしくは区議会が、区民の方からそのような情報を受けて、不利益を受けた意見、例えば区民の方から、何でこんなことを掲載しているのだみたいなことで、法的に言うと、訴えられる、訴えられないまでも、レピュテーション、こういったものを載せてしまうことで、区議会の評判が悪くなるみたいなリスクに対しては、何かご検討されていらっしゃるのかどうか、これは大丈夫ですよとか、そういったところについてお考えがあるのかどうかちょっと確認させてください。もしそういったこと

は考えていないという話だったら、それでもいいのですけれども、私としてはそこが気になったので確認させていただく次第です。

#### ○大澤区議会事務局長

事務的などころで、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、原稿の締切りですけれども、4月の中旬が最終稿ですので、できましたら今週中には原稿は固めていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○せお議員

やなぎさわ議員の対応というところですが、昨日の広報会議が夕方までかかっていたので、やなぎさわ議員とは接触できなかったということもあります。私が3月18日に本人にお話しにいったときに、これからどうなるのですかみたいなお話があったので、まずは広報会議の皆さんにご意見を伺って、その後はもしかしたら、議会運営委員会の皆様にもお話を伺うかもしれないというところはお話ししてあったので、そのまま昨日の今日ということで続けさせていただいているところです。

発行者の区議会が訴えられるというところですが、訴えられるというか、そこまでかどうかは分かりませんが、今回区議会はどうかしているのかというところを示すためにも、本人に事実確認しているのか、何をもちいて事実確認しているのかというのを書面でいただいたのですけれども、正直内容が薄くなってしまっていて、これでは事実確認できないというところも含めて載せるべきではないのかということで、皆さん一致している、私はそういう理解です。

#### ○山本委員

ご回答ありがとうございました。状況は理解できました。今のご回答をお聞きして思うこととしては、やなぎさわ議員から出てきている事実の確認の仕方が、必ずしも客観性を持っているものではないというところだと思います。品川翔英高校から回答が得られているわけではないということだと思います、それは正確かどうか、今の段階では確認ができないということと、せおリーダーが言われたように、品川区内の全戸に配られて、かなり影響が大きいというところ、今の段階ではそのまま掲載することは控えたほうがいいのではないかと、時間も迫っているということでしたので、このまま進まないようであれば、自粛を求めるという広報会議の考えに賛同します。

#### ○この委員

先ほど、せおリーダーからのご説明も伺って、またこれが非常にデリケートな問題を持っているという課題、要するにカメラが設置されているといった説明は、あくまでも目撃した方からの証言だといったところは、やはり事実が確認できないということ、センシティブな課題なので、これが設置されている、設置されていないということに対して、また学校と生徒、保護者の関係性、学校名も出ている関係性も考えると、これを載せることによって区議会が、さらに学校と保護者、生徒の溝を深めてしまう危険性もはらんでいるという感じもいたします。そうあるべきではないというふうに思いますので、この一文を載せることによって、議会の取扱いということで、大変に慎重にしなければいけないと思いますので、これはぜひ削除をお願いしたいと思います。

#### ○石田（ち）委員

私も広報委員なのですが、昨日のお話で学校名が出るということ、私はちょっと勘違いをして、速記録に監視カメラという形ではなくて、防犯カメラというふうに出ていたの、速記録と出されたものがちょっと違うということなのかなと思ったので、学校名を出す、出さないのところでは、私はもう議事録に載っているのであれば、出していく。私たちが予算特別委員会のほうでは、会派としての質問

で学校名を出しているものなので、そこはその学校の生徒から訴えがあるというのは事実なので、そこが出ることは事実なのではないかというふうに思っているのです。なので、昨日の広報会議で私がちょっと取り違えていたというところで、申し訳なかったというふうに思うので、一致したというところとは、私の思いはちょっと違ったなというところです。

なので、議事録に載っていることと違うものが、区議会だよりとして全戸配布されるというところに懸念があると思うのですけれども、議事録で出ているのであれば致し方ないのか。そうすると、もう議事録に載る前からの段階で、発言の修正というか、もう学校名は出さないでくださいということが必要だったのではないかなというふうに思うので、どうなのかなというところがちょっとあります。

#### ○須貝委員

今お話があったのですが、広報会議というのは、区議会で決めたのではないですか。そこにお任せするというので、これは第一に尊重すべき会議だと私は思うので、今回の公表に当たってどうなのか、子どもたちの影響に対してどうなのかというならば、大方の方が今回はやめてくださいということなら、区議会としても今回こういうふうに公表するのは見送るべきではないかというふうに思います。

それで、学校は教育の現場であって、そこには様々な子どもたち、保護者もいるわけで、そこでいろいろな子どもに影響を与える。また保護者にもそうですが、我々が調査権を持っていて、その現場に行って、事実確認をきちんとやったなら、50歩譲って聞いて、どうなのかなという微妙なところはあるのですが、調査権もない中で、今回は学校名を出しましたよね。これも出していいのかなというのは、区議会として、良識で考えた場合、その学校に対する名誉というはおかしいですけれども、それぞれの教育現場で多くの先生方が子どもたちのために生活指導、学習指導をしているわけですから、学校の考え方も聞かなければいけない。出していいのかどうかということもあるけれども、その前に、学校名、それから教育の現場、子どもたちに与える影響、保護者に与える影響を考えた場合には、今回やなぎさわ議員はそれなりの人から、事実だよということは、本人は思われていると思うのですが、いろいろな影響を考えると、広報会議の見解が正しいのではないかというふうに私は思います。

#### ○安藤委員

議会運営委員会に相談ということだったのですけれども、具体的には、どういう文言に変えようとか、何をどうする、こうしたものをこういうふうに変えるとか、こういうふうにしたいのですと、相談の内容とか、広報会議としてはこうしていきたいのだけれども、具体的に学校名は伏せるということなのか、それとも監視カメラというところが議事録と違うので、防犯カメラというふうに変えるのか、そこら辺の提案がちょっと分からなかったもので、教えていただきたいとか、相談の内容というのは何なのか、どういうことを諮っているのかが分からなかったもので、ちょっと具体的にお話しただけですでしょうか。

#### ○せお議員

まず、広報会議の正副においても、監視カメラを防犯カメラにしたとしても、この文章全体が事実かどうか分からないので、もう全文削除したいというところから、広報会議の委員の皆様にご相談したところでありますので、まずその前提で進めています。

#### ○安藤委員

その部分を全部削除という提案というか、その相談ということなのですか。分かりました。私は予算特別委員会でもこの問題を取り上げましたし、実際に人権申立てをした方、あるいはその方を支える方の意見聴取、集会、訴える、その方々がこういうことがあるのですということを議員の皆さんにも分

かってもらおうということで呼びかけた集会にも参加して、実際に証言を聞いているのです。その上でそういったこともあるという訴えを実際に直に聞きました。その方々は、人権申立てという正式な機関に申立てている。その証言を受けてやなぎさわ議員は本会議で質問したのだと思います。

ただ、議事録を見ますと、議事録では防犯カメラと言っていたのですけれども、実際やなぎさわ議員が出した原稿には監視カメラとあったので、そこは主観が入っている上に、当日本会議で言った内容とも違うので、そこはちょっと修正する必要があると思いましたがけれども、議員が議員の責任で、本会議で行った質問をこちらのほうで修正したり、削除するというのは、非常に慎重であるべきなのではないかと私は思います。

なので、今週中にも固めていきたいということでしたので、やなぎさわ議員にぎりぎりまで調整の努力はしていただきたいと思うのですが、例えば、監視カメラというのは議事録にもない言葉なので、防犯カメラに変えてもらう。あるいは、証言を基に質問したということであれば、何々と聞いているとか、表現をちょっと変えてもらうとか、そういった形でできる限りやなぎさわ議員が行った質問を削除しない方向で、最後までぎりぎり努力をしていただければと私は思っています。

#### ○あくつ副議長

議論の前提で確認したいのですけれども、この場でやなぎさわ議員がどういう文言で要約を出してこられたのかというのを、全文を読み上げるというのは何か問題があるのですか。議事録に残ってしまうと何か問題なのですか。

ごめんなさい、せおリーダーというよりは、今多分共通認識として、どういう文言になっているかというのは、私は見ましたけれども、実際どういうことをおっしゃっているのか。今、安藤委員からもありましたけれども、それを今読み上げてもらうことは可能ですか。ここで読み上げること自体が、何かの侵害になるのであれば、読まないほうがいいと思いますけれども、それは問題ないでしょうか。読み上げてもらえれば、そのニュアンスが伝わるのではないかと思うのです。

#### ○せお議員

では、その部分を読み上げさせていただきます。

まず、緑の質問項目の部分から、子どものウェルビーイングを守れ、ストップ、大人による子どもへの人権侵犯（品川翔英高校について）、質問が、品川翔英高校（小野学園）で、録画機能が備わっている監視カメラが更衣室などに設置された。その他常軌を逸した指導により、生徒から人権救済の申立てがされ、ニュースにもなった。子どもへの人権侵犯について、区の受け止めはとあります。

#### ○あくつ副議長

ありがとうございます。

先ほど安藤委員から修正という話もあったのですけれども、それはこれから皆さんにご検討していただくとして、今のお話だと、録画機能が備わっている監視カメラが更衣室などに設置されたという断定の文章になっているということでもよろしいでしょうか。

#### ○せお議員

はい。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それぞれ皆さんのご意見、ありがとうございました。ご意見をいただきましたので、本日は正副のほうでお預かりさせていただくという方向でよろしいでしょうか。



## ○渡辺議長

1点だけ、今日せつかくの議会運営委員会の正式な場で、今、相談のタイムリミットもあるということなので、恐らく今伺っている中で、広報会議でそういう懸念が出た。そこでは、今後の扱いはどこだろうという迷いだったと思うのです。私の解釈で言えば、最終的には区議会が発行するもの、議長が責任を負うものと捉えています。ただし、手続が必要で、今回須貝委員がおっしゃったように、広報会議が実務の裁量はお持ちですが、その中で懸念があったから、直近の議会運営委員会に諮られた。議会運営委員会で今意見をそれぞれいただいたという形になると思います。

今後の展開は、タイムリミットもあるので、議会運営委員会の正副委員長、そして最終的には議長にご一任をいただくというのが、手続論としては正当かなと思います。今いろいろな懸念の話も伺って、こういう公の議会運営委員会での議題で意見をいただいたので、それを基に判断をさせていただくのが適切かと思っています。そういう意味でご一任をいただければ、正副委員長とともに、副議長とともに議論ができるかなと思いますので、そこだけ了解をいただければと思います。

## ○高橋（伸）委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

## ○高橋（伸）委員長

それでは、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

せおリーダー、ありがとうございました。

---

(3) 政務活動費について

(4) 職員の人事異動について

(5) その他

## ○高橋（伸）委員長

次に、(3)政務活動費についてから(5)その他までの3件を一括して議題に供します。

それでは、局長よりご説明願います。

## ○大澤区議会事務局長

(3)の政務活動費でございます。予定表に記載のとおり、令和5年度第4期分と年度収支報告書を4月2日月曜日までにご提出ください。5月の出納閉鎖までに確定・精算をする必要があるため、期限厳守を重ねてお願いいたします。なお、令和6年度第1期分の交付は4月9日火曜日の予定です。

次に、(4)職員の人事異動ですが、4月1日付の異動につきまして、資料No. 10の次に参考資料がございますので、ご確認ください。転入者につきましては、4月16日の常任委員会の開会前、0時45分以降に控室にご挨拶に伺わせていただく予定であります。

次に、(5)その他、資料No. 11をご覧ください。①停電に伴う第一駐車場出入口の封鎖がございます。4月12日から13日、5月10日から11日、いずれも金曜日の午後7時から土曜日の午後9時までの予定です。それ以降の日程につきましては、資料に記載のとおり予定されています。

②ガラス清掃が4月13日土曜日午前9時から午後3時まで予定されております。こちらは3月9日の予定が強風のため日程変更となったものでございます。当日は作業員が控室に入りまして、窓ガラスの内側と外側の清掃を行います。窓際のお荷物は片づけていただきますようお願いいたします。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件について何かご意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ほかにその他で何かございますか。

○安藤委員

私から、この間の議会運営委員会での件で4回やり取りも重ねてまいりましたが、中塚亮議員に対する辞職勧告決議の案を提出させていただきたいと思います。案文をお配りさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔資料配付〕

右上に日本共産党品川区議団提案となっておりますけれども、この間須貝委員との協議を重ねて、共同で案文をまとめさせていただき、3月8日には第1次案というのを各党派、議員にお渡しし、検討をお願いしました。その後、第1次案に対していただいた各議員からの意見も踏まえて、さらに一部修正を加えたこちらの、今配った案文を3月19日にお配りさせていただきました。その際には併せて、分からない点も多い等の議会運営委員会が出された意見も踏まえて、被害者の方の思いも私たち共産党で改めて聞き取りし、お伝えできる範囲での当事者同士の関係性や加害の実態、被害の状況、議員辞職を望んでおられるということも含めた被害者のお気持ちも記載した資料をつけさせていただきました。併せてご検討いただいたことかと思えます。

改めて案文を読み上げて、提案させていただきたいと思います。

〔案文朗読〕

また、現時点で提出者になることにご賛同いただいている議員の皆さんのお名前も掲載させていただきました。

この間、区長部局も、ハラスメントに対しては曖昧にせず、対応が迅速に行われるようになってきています。私たちとしては、議会としても早い対応が必要だと思えます。また長引けば長引くほど、被害者の苦しみも長くなりますので、可能であるならば、直近の明日の本会議で議題にさせていただいて、議員辞職勧告決議を議決できればと思っています。ご議論をよろしくお願いいたします。

○高橋（伸）委員長

発言が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○こしば委員

こちらの案文を見て、また検討させていただきました。幾つか指摘させていただきたい箇所がありましたので、指摘させていただきます。

まず、事の発端のところですが、3行目の2023年12月7日からその次の行の、報道等によって明らかになったとあるのですが、そもそも論、明らかになったという文言によって対象になった人というのは、共産党が発行している新聞の赤旗の折り込みであったと思えます。またそれを受けての報道であったと認識しているわけです。

これは明らかになったと言えるのか。つまり、それは区民全体、また議会を含めたものを対象にした

ものであれば、明らかになったということは言えると思うのですけれども、あくまでも特定の購読者、新聞赤旗の購読者を対象にしたものであって、これをもって明らかになったというのはちょっと言いづらいのではないかと。

またさらに見ますと、その後報道等によって明らかになったとありますが、その報道の内容についても、これはあくまでも日本共産党品川地区委員会が、新聞赤旗の折り込みで声明を出した内容を伝えただけであって、事実の確認を踏まえたものではないと認識しております。本来であれば、声明の内容が報道されたといった文言、事実のみを記述すべきではないかというところで、私のほうではそういうふうに考えまして、検討しまして、提案させていただきました。

#### ○高橋（伸）委員長

こしば委員、修正ということで。

#### ○こしば委員

こういった指摘を踏まえた上で、改めてこの文言が必ずしも、本来の事実に沿っているとは私には思えないので、そこは修正するのが本来必要な判断ではないかと思ひまして、あえて指摘をさせていただいた次第でございます。

#### ○安藤委員

文言の修正に関しては意見をいただいて、ぜひ一致したものを出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。もし、この場で可能であれば、修正して、一致できるのであれば明日に出したいぐらいの勢いなので、それは委員長の権限なので権限は逸脱しませんけれども、と思っております。

1つだけ、表現を変えるのはやぶさかではないので、もっと事実在即した書き方ができないかというご指摘だと受け止めました。ちなみに報道というのは、新聞報道も地区委員会等に電話取材とかが来ていますので、別に声明が配られて、それだけを見てやったというよりは、新聞社の責任でちゃんと取材もして、報道されているということなので、そんなに問題ではないのかなとは思っています。

#### ○あくつ副議長

決して否定する意味ではなくて、私も今の質問を聞いていて、今安藤委員がおっしゃったように、できるだけ事実在即した形でないと、いやしくも1人の議員に対して、その身分を、辞職しなさいという勧告ですから、ここについては事実在即した形で慎重な文面でないと、議会の同意もなかなか得られないのではないかとという意味での指摘ですので、まずこれをまとめていただいた共産党と須貝委員の努力とご尽力には敬意を表したいと僕は思うのです。そういった意味で受け止めていただければいいと思うのです。

今のお話ですが、もう一つ致命的な話があって、私は当時報道を全部見ましたけれども、中塚氏本人には報道は確認していないのです。それはどちらかというと、先ほどあったように、日本共産党品川地区委員会のものを基にして、当然確認をしたという、議会事務局にも問い合わせたと。ただ、それは無所属議員になったという事実が書いてあるだけで、それでセクハラの実事が明らかになったとは言えないのではないかと私も思います。そういった意味で、先ほどこしば委員がおっしゃったのはそういう意味だと思ひますので、受け止めていただければと思います。

#### ○須貝委員

前も申し上げましたけれども、まず新聞報道というのがきちんと公に区民の方に知らしめられたということ、あとご存じだと思いますけれども、中塚議員を交えて各会派の幹事長と一緒にそこで話をして、

これは事実ですと本人が明確におっしゃって、私はそのとき、議員辞職勧告決議案を出していいですかと聞きました。どうぞ出してくださいということで、やったことは事実ですと本人が明確に言って、皆さんの会派の幹事長が聞いてちゃんと納得したのです。

これは何も空想でつくっているわけではない。私はこしば委員の言っていることは当たらないと思う。本人に直に確認しているのですから、それを何で今になって、事実と違うのではないのですかとか、疑わしいとか、そういうことは言ってほしくない。

それより、区議会がずっとこのまま長引かせて、放っておいていいのでしょうか。共産党もそうですけれども、速やかな解決を望んでいるということを議長もおっしゃってくださって、私は議長から、案文をつくってくださいとまで言われたのです。もしそんな不明確なことだったら、議長だって無責任に言わないでしょう。つくるなんてとんでもないと言いますよ。でも、事実ということを議長も確認しているわけですから、区民が見ているのですから、品川区議会としても速やかに、明確に態度表明をきちっとやるべきではないですか。まして品川区の職員は、こういうふういきちんと懲戒処分について我々に明確に表示している。そういうことを考えた上で、我々が同じ区議会としてこのまま何もしないで何か月も放置しておくというのは、区の職員にとっても、我々が一緒に品川区政を支える両輪として、何かちぐはぐだと私は思いますので、それは明確に言わせていただきます。

#### ○あくつ副議長

これだけは言わせてください。12月の時点で報道があって、1月の議会運営委員会まで待った。1か月間何も出てこなかったから、この議会運営委員会ですべてどうなっているのですかと催促をした。これはもう議会運営委員会にも記録が残っていますから、それは確認させてください。

その上で、ご本人たちが出すのか出さないのかというのなかなか分からないということがあったので、議会運営委員会の議論を踏まえて、須貝委員も協力をして、今回初めて議会運営委員会に出されてきたということです。今になって早く、早くとおっしゃるのは、はっきり言えば筋違いです。我々は早くやりたかった。それは事実としてあります。

その上で、さっきから須貝委員がおっしゃっていることは、もうそのとおりだと思います。もし必要であれば早く出すべきだし、それは区長部局がどうこうではなくて、我々としてやるべきことだから、しっかりやるべきことはやらなければいけない。ただ今になって早くやれ、早くやれというのは筋違いということは、まず申し上げておかなければいけない。

それとあともう一つは、先ほど最初に申し上げたでしょう。内容については、少なくとも議員の身分を失わせるものを議会として議決を、採決するわけですから、内容については事実即していなければならないというお話をしているだけであって、別に否定するものではありませんということであって、それは先ほど冒頭に申し上げたとおり、こうした案文をまとめていただいた共産党、須貝委員のご尽力、ご努力には敬意を表しますということを申し上げました。それは別に全く矛盾はしていませんので、そこでここで議論しましょうと言っている話ですから、そこはご理解いただければと思います。早く、早くというだけでは物事は進まないと思います。

#### ○せりざわ委員

先ほど須貝委員からもお話しいただいて、あくつ副議長と全く同じですが、まず案文を取りまとめたことには敬意を表しています。

ただ、先ほど須貝委員からも、こしば委員の発言がちょっと違うのではないかという話もありましたが、案文もそうですし、発言をしっかり聞いてご確認されたほうがいいと思いますが、こしば委員から

指摘させていただいたのは、この事実がないのではないかという話をしているのではなくて、それこそ2月に事実確認しましたということがここにも書いてある。そこを否定している話ではなくて、そもそも発端の12月7日のところに関しては、報道があったということですよね。事実があったかどうかまでは、議会としては認識できないですし、区民としても認識できないので、報道があった。そこからスタートしましたというふうに書いたほうがいいのではないですかというお話をしているだけで、中塚氏が行為をしていない、そういう話をしているのではないので、あくまでもこの重い案文に対してはしっかりと事実を述べていただきたいというお話をさせていただいているのみですので、そこは訂正をさせていただきます。

#### ○塚本委員

今までの議論と同じで、同じというか、まず私どもの姿勢としての確認で言うと、議員辞職勧告決議案というのはやたらめったに出せるものではないので、重たい。時系列とか事実の正確性というのは、後の区議会の歴史においても耐えられるように、しっかりしたものにしなればいけないということでの意見というか、そういうのはこれを読んだ上で感じるころは、言わせていただきたいというところでございます。

2点ほどあるのですけれども、一つは、表現についてちょっとどうか、ご検討いただければと思うのは、7行目、「品川区議会の信用をおとしめることになった」というところです。分からないこともないことはないのですが、実際に彼が個人で、議会の公務とか、議会活動の中で何か起こした不祥事ではないので、この時点では品川区議会として、今の時点で信用をおとしめるということにつながっているかどうかというのは、今後の我々の対応次第によっては、そういうことが起こり得るのかもしれませんが、現時点ではこの表現はちょっと当たらないのではないかという印象を持ちましたので、ご検討いただければと思います。

それから、3段落目からですか、被害者の思い、状況、現状について触れられているのですけれども、文章の流れからいくと、2月8日の本人の意見聴取での、その場での中塚氏の発言というのが書いてあって、その流れで被害者の日常とか、辞職を強く望んでいるという文言だったので、我々がその被害者から直接聞いたかのようにも読み取れてしまうところがあるのです。

我々としては、これはあくまでも日本共産党品川区議団の方が被害者の方から聞いたことを聞いているということなので、そこは明確に分かるようにしていただきたい。我々は被害者とは直接接触していないし、何もやり取りをしていることではないので、そこはあくまで日本共産党品川区議団からの話として伺っているということ、その上で、本人は辞職を拒んでいる、辞職を受け入れないということを言っていたということ、本人というのは中塚氏ですけれども、表現していただくといいかと思うので、ご検討いただければ、お願いしたいと思います。

#### ○高橋（伸）委員長

よろしいですか。今のこしば委員と塚本委員がご発言されたことについて、案文の、最初の1段落目が、こしば委員がご発言された内容と私は捉えています。今、塚本委員がご発言されたところは、段落でいうと、多分3段落目のことをご発言されている。これは順番に行きましょうか。1段落目はこしば委員がご発言されたこと、段落でいうと、3段落目が塚本委員がご発言されたこと、順番でいうと、2段落目とか、何か修正案やご指摘があれば。

#### ○西村委員

さっき塚本委員がおっしゃった、おとしめるというところは、2段落目の部分も入っているのではな

いかなど。ここは私もちょっと気になっておりました点で、声が寄せられたことで、品川区議会の信用がおとしめられたものではないと思います。寄せられた声に対応しないことが信用を失うことになると思いますので、その後の文脈にもつながるのですが、今まさに対応を進めているところでありますので、信用云々を記述する必要はないのかというふうに思いますのが1点。

あとこれもちょっと曖昧な表現でありますので、多くの方というのが、これは6行目の後半のところです。「区民をはじめ多くの方から」、例えばですけれども、ここは報道で知った区民等が声を寄せたといったような表現のほうが、より慎重にという意味においては適しているのではないかというふうに思っています。

あと、「品川区議会としても看過できず」という次の文章のところでも、2点気になっておまして、対応している議会の動きを区民の皆様にも説明する必要もあるかと思っておまして、議会の対応の過程を簡潔に、もう少し丁寧に記述していただければいいかというふうに思います。

もう一点が、議会運営委員会において、事実確認のために日本共産党品川区議団の皆さんと中塚議員双方に説明を求める声が上がって、聴取・質疑を行ったこと、また、中塚議員が事実を認めたことを記述されてはいいかというふうに思います。

#### ○あくつ副議長

今、西村委員がおっしゃったことの一部補足というか、私も思ったことなのですが、議会としては、一方的に中塚氏の意見を求めるということではなくて、全体的にそうなのですけれども、どうしても2次被害を防ぐという意味で、共産党の中でのものが、フィルターがかかっている、フィルターといっても別に悪い意味ではないですけれども、フィルターがかかって我々に伝わっている、共産党も当事者ということで、共産党の意見もしっかり伺ったということも記載、両当事者の意見を聞いた上で判断していかなければいけないというのが、多分我々議会運営委員会としての考えだと思うので、共産党からは公式・非公式の場で何回もお話を伺いましたけれども、その記述がないと、一方的に中塚氏の話だけ聞いたというふうに捉えられても、それは事実とは違うので、そこについてもぜひ記載があればと思っています。

#### ○山本委員

しながわ未来として、会派としての考えを述べたいと思います。まず、あくつ副議長やほかの委員の方々がおっしゃったことと同じような考えを持ってございます。まずもって文書作成を進めている須貝委員をはじめとした皆様には敬意を表しております。

一方で議会としてしっかり対応すべきことで、もちろん早く提出できたほうが好ましいと思っておりますけれども、議員の資格を失うべき重たい事案なので、慎重に対応すべきだと思っており、何より正確で事実即した内容である必要があるというふうに私どもは考えています。

今それぞれ話がでるところで、それらについては異論がないところですが、あと残っている第4段落と第5段落のところについても述べたいと思います。ここは辞職勧告の根拠を示す部分であると理解しております。

今までの話もあり、ちょっと繰り返しになる場所もありますけれども、共産党の皆さん以外には、加害者と被害者の方の人間関係とか、セクハラが発生した状況が判然としていない。被害者から議会に直接申出があったわけでもなく、被害者がどれだけ深く傷ついたかについて、議会としてはっきり把握できていないという状況であるところです。したがって、この文章に書かれている被害者の心情に関して、被害者の心をどれほど深く傷つけたかという記述はすべきではなく、ここに書く根拠としては

ふさわしくないのではないかと考えます。

第3段落の議論のところでも話がありましたが、事実として議会が認知したことは、共産党が主張するセクハラ行為、加害行為を中塚氏が全面的に認めたにもかかわらず、中塚氏は、辞職は処分として重過ぎると、辞職を拒否していることだと理解しております。

また、この案文の「中塚氏は」以下の部分は、セクハラ行為をしたこと責任の重さ、議員としての自覚、区民を軽視していることを問うていますが、心情の部分など、ふさわしくない記述も含まれているので、考えられる根拠として示すべきではないというふうにちょっと考えております。

では、根拠としては何かというと、まず、議員は規範となる行動が期待され、セクハラ行為に対しては厳格な態度で臨む自覚と責任が求められる立場であるものの、それを逸脱しているということが挙げられる。

次に、今定例会で成立が見込まれるジェンダー平等条例は、議員も守られる規範であり、ましてや中塚議員は総務委員会で条例審査を行い、賛成している状況にあることも挙げられると。そして、セクハラ行為を認めた中塚議員が議会活動を続けることは、明らかに自己矛盾であって、区民の議会への期待と信頼を損なう現状を見過ごすことができない状況にあるということが挙げられる。以上の理由により、中塚議員自身がセクハラ行為の責任を自覚し、自らの意思で辞職するように求めるということではないかと考えます。いかがでしょうか。

#### ○あくつ副議長

私もそのとおりだと思うのですが、ジェンダー条例はまだ成立していない、明日成立の見込みだと思うのですが、それを根拠にすることが、事務局としては、何か問題がある感じがありますか、それはこちらの判断でいいのか。

#### ○大澤区議会事務局長

総務委員会で討論していたという事実がございますので、その部分は特に問題ないと考えています。

#### ○せりざわ委員

今の山本委員の話とつながる部分があるのですが、被害者との接触というのが、2次被害防止ということで、我々は直接お話ししてなくて、別にそれを批判している話ではないのですが、その中で被害者の心情であったりというのは先ほどお話があって、中段のところで、辞職を強く望んでいると述べているという話があって、共産党としては当然いろいろな接触をされて、確認されていると思うので、その記述自体は構わないのでしょうかけれども、一方で、現時点での提出予定者は共産党以外、須貝委員も入っていらっちゃって、そうすると、そこは恐らく接触がないのだらうと思うのですが、証明というか、別に何か批判している話ではないのですが、聞かれた場合に議会としてどういうふうに確認を取ったのですかというときに、提出された方も確認を取っていないですというのでいいのでしょうかという確認、もしくは、それは提出者が責任を持ってやりますということなのか、そこのご見解をお聞かせいただければ。

#### ○安藤委員

まず、様々なご意見をいただいて、ありがとうございます。

それで今のせりざわ委員のところです。先ほど案文を読み上げる前にもちょっと言ったのですが、今回いろいろ経緯もありましたけれども、資料という形ですけれども、それも結局共産党が聞き取ったことですけれども、皆様にも最新の状況で被害者に聞き取った状況とか、お望みになっていることというのを載せた文書を資料という形でお渡ししたということがございます。

ただ、表現の在り方というのは、確かにそれをもってそのように書けるのかと言われると、自信がなくなってくるところはあるのですが、この間、議会運営委員会、あるいは幹事長会などで皆様から不明な点が多いというご指摘もいただいたので、辞職勧告決議を出すに当たって必要な追加資料というか、材料ということで提供したつもりではあります。聞き取ったことはもちろん事実でございます。

#### ○せりざわ委員

そのとおりだと思うのです。別に批判する話ではないのですが、共産党は恐らく本人にいろいろお話ししていると思うので、それは当たり前の話で、こういう文書が出てきているのだと思うのですが、私が聞いているのは、それ以外の方が提出者になって、例えば、区民の方からその方々にどういう形で確認を取ったのですかと問合せがあったときに、いや、伝聞の伝聞ですという話で、議会としていいのでしょうかというお話です。

#### ○須貝委員

それは幹事長と本人、中塚議員とお会いしたときに、本人にこれは事実ですかとちゃんと確認して、本人がそのとおりですというふうに明確におっしゃった。私は本人を信じるしかないで、中塚議員がそうおっしゃったので、それはもう信じるしかない。言っていること、書いていることは違いますと言うならば、我々もそれでは引き下がりますという話ですけれども、本人が明確に認めたということが、そもそも今回文面になっていると思います。

#### ○せりざわ委員

かみ合っていないようなので、もう一度お話ししますが、加害者という表現をしますが、中塚議員の加害行為に対して、中塚議員から事実確認をされた。これは議会としてできていますから、それは間違いないと思います。そこを私が否定している話ではなくて、私の認識では、被害者からのヒアリングというのは、少なくとも議会はできていないと思っています。一方で提出者である共産党は、多分できているのだと思っていますから、それはそれで結構です。

ただ、提出者であって、共産党ではない、例えば、須貝委員が加害者からの事実確認をしました。加害があったのは事実だと思います。ただ、被害者の心情とか、被害者がやめてほしいと言っているというところは、どうやって確認したのでしょうか。それを確認されていないのであれば、大丈夫なのかという確認を今しているところです。

#### ○須貝委員

実に温かい思いやりのあるお言葉ですけれども、こういうふうに相手側が言っていますという話を本人にちゃんと伝えて、本人はそういうふうにおっしゃるなら、もうそのとおりですと、そういう批判を一切本人がされないのだったら、それ以上我々もやりようがないではないですか。そういうふうにおっしゃっているのです、そのとおりですと本人が明確におっしゃったのだから、それを信じる、信じないはまたあれで、あくまで本人がそう証言されているなら、それを事実として私は受け止めました。

#### ○あくつ副議長

せりざわ委員のおっしゃっていることも分かるし、須貝委員のおっしゃっていることも分かるのですが、私もこの間、他自治体における辞職勧告決議案を参考のために様々読みましたが、基本的には、最初にこの議論をやったときに局長からご発言があったように、まずどういう場合に辞職勧告決議案が出るのか、出すのか、各自治体の判断、各議会の判断なのですが、捜査当局による起訴、逮捕、書類送検などの犯罪行為が客観的に判断できる事案は出ている場合が多い。あとはセクハラとかパワハラ行為の被害者からの直接の訴え、請願、陳情などが議会に出された場合、これが根拠となっています。



さっき申し上げたとおり、この内容が、被害者のおっしゃっていることが決してうそではないと私は個人的には思っています。本当だと思っておりますけれども、議会がこういうものを勧告決議案として出す場合には、直接議会に出してなされているのが今までなのです。基本的には今まで、私が読んだものの中で、いわゆる伝聞情報を議会として認めているものは、私が見た限りではなかったもので、そういう意味では慎重にならざるを得ません。

先ほど山本委員からもあったように、セクハラの行為については、あえてこういう言い方をしますが、うそだとは思わないけれども、事実かどうか、我々は本人がやりましたということがあったので、裁判で言えば自白があったわけです。裁判ではそれは事実として認定されるのでしょうけれども、我々は裁判所でもないし、そここのところで我々が言えるとするならば、内容について我々は確認できないけれども、彼がセクハラの実事を認めた。ただそれについて、辞職しないということについて我々が批判をしたり、辞職に対して何かするということはできるのだらうとは思っておりますけれども、そういうことを今皆さんはおっしゃっているのではないのかというふうに思います。

被害者の心情を考えると、言い方はちょっと嫌らしいけれども、そのまま採用したいのですけれども、冒頭申し上げたとおり、品川区議会は伝聞情報と感情で辞職勧告決議案を出すのですかというふうに今後思われても困るので、慎重な議論が必要ですよということで、今、様々な会派から意見が出ているということは、申し訳ないですけれども、受け止めていただきたいということです。

#### ○須貝委員

本来なら我々は、こういう事実でセクハラを受けたという女性を呼んで話を聞くべきでしょう。だけれども、聞けないではないですか。私は痴漢を受けました、こういうことをされました、こうなのです、区議会として相手に対する思いやり、配慮というのは最小限すべきではないですか。中塚議員が、いや、こんな話、とんでもないですよと言うなら、おっしゃるとおりです。だけれども、我々は議会としてそういう弱い人の立場も考えて、配慮するということはすごく大事なことだというふうに私は思います。女性の立場、被害者の立場にならないと分からないけれども、いろいろな裁判を見ていると、なかなか証言できないというのは事実かなというふうに思います、意見だけ。

#### ○安藤委員

ぜひいろいろな文言、例えば、事実ではないことは外したほうがいいのではないかと、慎重であるべきなのではないかというところは、いろいろ皆さんのご意見も取り入れた上で、一致して出していきたいと思っています。

この間、議会運営委員会での議論を4回やってきました。ある程度議事録も確認させていただいたのですが、議長にご尽力いただいて、節目、節目で皆さんからのご意見をいただいて、一步一步進めてきたのかなと、ちょっと遅いのではないかとのご批判は甘んじて受けるのですけれども、そうした中で、議会として、正副議長の指導の下で、2月8日に意見の聴取をして、須貝委員がおっしゃるとおりだと思うのですけれども、その場で本人が、いや、やっていないですよ、事実無根ですよと言うのだったら分かるのですけれども、まさに議会として、非公式とはいえ正式の場で、皆さんもいる中で、本人がやったことを認めた。本当に自己矛盾だと思います。それで辞めないのはなぜか、そこが私の最大の謎なのです。ただ、そういうことは認めた。それであるならば、議会としてやってきたことなわけですから、やはり辞職勧告決議というのを出さないわけにいかないと私は思います。

ただ、出すに当たって、今後にも関わることでありますから、慎重であるべきだということは本当に理解できるのですが、ぜひ皆さんのお知恵を貸していただいて、オール議会という形で進める案件だと思って

いと、2月19日の議会運営委員会で議長にもおっしゃっていただきました。ぜひ辞職勧告決議の議決ということに向けて、ぜひ一緒に協力できたらというふうに思っています。

それで、ちょっと伺いたいのは、いろいろご意見はもちろんいただいてというか、この段に当たっては、もうみんなで考えたほうがいいのかという気もするのですが、すごくいい意見もたくさんいただきました。少なくとも議会として議員辞職勧告決議を出すという点については、方向性として一致しているということによろしいですか。ただ後は中身の問題といいますか、文言の問題ということによろしいのか、そこだけちょっと、来月にはまた議会もある。私たちとしては、明日やるのが一番いいのですが、それは私たちの都合という面もありますので、本当に皆さんの知恵を借りながら、最終的には早い段階で辞職勧告決議を上げたいと思っているのですけれども、その方向性については一致しているということによろしいのか、そこら辺、ちょっとご意見をいただけたら、確認させていただけたらなと思います。

#### ○せりざわ委員

当たり前ですが、書面を見ないとやれる、やれないはさすがに言えません。ここで案文を出していただいて、これから中身を変えるというふうにおっしゃっている中で、賛成しますという話は、我々としてはなかなかできないということです。

#### ○須貝委員

先ほど言われましたけれども、議会運営委員会にこうやって正式な案が出なかったというのは、本当に申し訳ないというふうには私は思っています。一応明日ということでは言いましたけれども、それは虫のいい話で、共産党には大分言っていたのですけれども、早く出さないと審議ができない。まして今これからまた案文にいろいろ訂正だ、変更だとあるので、それを見ながらでないと、今度皆さんが納得できないと思うので、それは安藤委員に骨を折ってもらって、それもできるだけ早く打合せをして、皆さんの賛同を得られるような文面に仕上げさせていただきたいと私は思います。今回遅れたことに関しては申し訳なかったというのは、反省しています。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、それぞれ委員の皆様から、会派の皆さんからもご発言いただきました。ご指摘をいただいたということで承ったと私は思っておりますので、今日の指摘を受けて、共産党に文言修正をしていただいた上で、また改めて諮りたいと思いますので、本日はこのようにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

#### ○安藤委員

その方向でいいのですけれども、前にも言ったのですけれども、どんな決議でも全会一致を目指すのであれば、今回議会運営委員会に正式に出したのは今日です。ですが、案文としては前から出しているわけです。なので、この場で、がちでいきなり一致ということはなかなかないと思うので、皆さんの幹事長ともぜひ事前にいろいろとご相談させていただきながら、一致できるような案文をつくっていききたい、努力をしていききたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

#### ○高橋（伸）委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○高橋（伸）委員長

どうもありがとうございました。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

次回の開催は4月15日月曜日午後1時からを予定しております。

これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午後0時13分閉会